

# 移行期正義とその射程

野口 元郎

Noguchi Motoo

移行期正義という言葉は、いかにも英語の直訳という響きがある単語である。私は、スリランカの国民和解に関して同国民に向けたメッセージのなかで、「transitional justiceとかaccountabilityといった言葉はアジアの人々にとってはなじみの薄いものであり、誤解の原因ともなる。これらの単語はもともと日本語には存在しないし、その自然な訳語はまだ見当たらない」と述べた<sup>(1)</sup>。

国際連合事務総長は、移行期正義を「社会が過去における大規模な権力濫用の遺産と折り合いをつけ、アカウントビリティを確保し、正義に貢献し、和解を達成するためのあらゆる範囲のプロセスとメカニズム」であると定義したうえで、それはさまざまな度合いの国際的関与（または非関与）を伴った司法的なメカニズムと非司法的なものの双方を含むとして、例として、個人の刑事訴追、被害者損害賠償、真実発見、制度改革、身元調査と解雇、またはこれらの組み合わせを挙げている<sup>(2)</sup>。

さらに、「移行期正義にかかる国連のアプローチ」と題する国連事務総長ガイダンスノートにおいては、踏まえるべき基本原則として、①国際標準の遵守、②政治的状況の勘案、③当該国特有の文脈に即した支援とコミュニティ全体に対する移行期司法のプロセスを実行するための能力強化、④女性の権利の確保、⑤子供に対する配慮、⑥被害者の中心的役割、⑦より広範な法の支配のためのイニシアティブとの連携および相互補強、⑧さまざまな手法の適切な組み合わせによる総合的アプローチ、⑨紛争および抑圧的体制の根本原因を勘案し、経済的・社会的・文化的権利を含む被害者の権利侵害に取り組むこと、⑩関係機関相互の効果的な連携・協力、を挙げている<sup>(3)</sup>。

他方、移行期正義を中心的課題とする国際非政府組織（NGO）である国際移行期正義センター（ICTJ: International Center for Transitional Justice）は、「移行期正義とは、組織的または広範な人権侵害に対する返答であり、被害者を認知し、平和、和解、民主主義の可能性を高めることを目的とする。移行期正義は正義の特別な形態ではなく、広範な人権侵害の期間の後の変化しつつある社会に適応した正義である」としている<sup>(4)</sup>。

このように、移行期正義が意味し、包含しうるところは必ずしも一様ではないが、その基本的要素は文字どおり移行期にある正義であり、では何から何への移行かと言

えば、大規模な人権侵害が支配した抑圧的体制から個人の人権が保障された民主主義的体制への移行、戦争または内戦といった巨大な暴力が支配する状態から平和への移行ということになる。

\*

従来、移行期正義の問題は、20世紀後半に中南米、東欧、カンボジアなどを支配した軍事政権、独裁体制から民主主義体制への移行に伴うさまざまな試みや、いわゆるポスト・コンフリクト状況における平和構築、国民和解のための取り組みなどの文脈で論じられてきた。移行期正義が過去の大規模人権侵害に対する社会的レスポンスであるという面に着目するならば、そのアプローチは、古くは奴隷制度から植民地支配を含むさまざまな事例にも応用しうるものであり、現にそのような試みも世界各地でなされつつある。しかし、本特集『『移行期正義』のジレンマ』の焦点は、定義や外縁に関する議論よりも、移行期正義に内在または付随するジレンマ、すなわちある種の自己矛盾を伴う本質的困難性に目を向けることにある。

私は、この分野の実務家として、いくつかの異なる国の移行期正義とかかわってきた。すなわち、国連とカンボジア政府の合同運営にかかるカンボジア特別法廷またはクメール・ルージュ裁判、人類史上初の常設国際刑事法廷である国際刑事裁判所（ICC）における新たな試みとしての被害者信託基金、「タミル・イーラム解放のトラ（LTTE）」との26年に及ぶ紛争終結後のスリランカにおける国民和解のための努力、さらには共産主義または社会主義から市場経済への移行を志向したアジア諸国の法的・制度的基盤を整備する法整備支援活動などである。これらの事例は地理的にも時間的にもさまざまであるが、移行期正義が頻繁に直面する共通のジレンマや課題もあった。ここでは字数の制限もあり、そのうち2つだけについて簡単に触れることとする。

第1は、時期の問題である。移行期正義は多くの場合、権力の委譲や体制の変更を伴うため、旧支配層やその体制下で繁栄した既得権層は、移行期正義の試みに対する抵抗勢力として作用する。彼らがまだ力をもっているにもかかわらず事を急ぐあまり、旧体制の復権を許したり、内戦が再燃したり、軍事政権に後戻りさせたりしては元も子もない。とはいえ、旧勢力が完全に無力な存在になるまで待たなければならないというのでは正義は遠ざかり、被害者にとっては受け容れがたいものとなる。

時期の問題は、移行期正義をめぐる諸活動のうち、個人の刑事責任追及の場面において最も先鋭なかたちで現われる。典型的には、紛争直後の和解交渉段階におけるいわゆる *peace and justice*（平和と正義）の問題として浮上するが、訴追の時期および範囲はその後も政治的に機微な問題として残る。

私が関与した事例に則して言えば、カンボジア特別法廷は1975年から1979年までにクメール・ルージュ政権下で行なわれた犯罪を2007年に訴追し、*justice delayed*、*justice denied*と批判されたが、逆に、30年余りの時を経たからこそあの裁判が可能に

なったのだとの見方もある。ICCの検察局が2003年に業務を開始して以来、現職の国家元首級を訴追した事件で有罪判決に至ったものは今のところ1件もない。

では紛争終結後10年近く経ったスリランカでは機が熟したと言えるのか。

当然のことながら、すべてのケースに当てはまる万能の公式は存在しないが、平和と正義の問題は二者択一の関係ではないとの認識は広く共有されている。

\*

第2は、実現される正義の内容である。移行期正義が人権保障の一側面である以上、その内容には一定の国際標準があり、尊重すべき一定のアプローチがある。他方で、正義の概念は個人の人権にかかわり、各地の文化や伝統にも深く根ざしたものであるから、国によって、また時代によって変わりうるものである。

例えば、20世紀後半の中南米や南アフリカなどの事例では、真実和解委員会による種の真実解明が進められたが、ほとんどの場合刑事訴追には結びつかなかった。カンボジアで特別法廷設置に際して行なわれた世論調査では、多くの国民が刑事訴追を希望し、真実和解委員会の設置については支持を得られなかった。スリランカでは両方の試みが国民和解4本柱のなかで進められているが、刑事訴追に向けての制度設計は難航している。

名乗り出た者は処罰する代わりに恩赦を与える、賠償を要求するよりも済んだことは水に流すといったアプローチは、しばしば西洋的な *accountability* の観点からすれば不処罰の文化を助長するようにみえながら、それが多くの国民に受け容れられている場合も少なくない。

果たして、正義に関する国際標準は世界にひとつしかないのか、各地域に見合った修正を行なう余地はどれほどあるのか、それとも国際標準とは2階建て家屋の1階部分のようなもので、すべてのものの基礎に存在すべきミニマムスタンダードであって、2階部分の設計は自由なのか。国際標準を満たしたグローバルな正義が被害者にとっては無意味または受け容れがたいものであるとき、それは正義と言えるのか、といった疑問は、実務ではかなり頻繁に遭遇するが、即答は難しい。

わが国は、戦後長年にわたり、国際機関の活動や二国間支援の枠組みを通じて、世界のさまざまな国、地域における移行期正義の問題の解決に貢献してきた。本特集において、過去の事例やその方法論を検討することは、今後わが国がこの分野においてさらなる貢献を行なうための貴重な資料となろう。

- (1) Motoo Noguchi, My message to the Sri Lankan people regarding the ongoing efforts for reconciliation, 2017. 10. 31, para. 2 at <[https://docs.wixstatic.com/ugd/bd81c0\\_1447d943498a46158241e8b6c698d4cb.pdf](https://docs.wixstatic.com/ugd/bd81c0_1447d943498a46158241e8b6c698d4cb.pdf)>.
- (2) The rule of law and transitional justice in conflict and post-conflict societies: Report of the Secretary General, S/2004/616, 23 August 2004, para. 8 at <<https://issat.dcaf.ch/Learn/Resource-Library/Policy->

and-Research-Papers/UNSG-Report-The-Rule-of-Law-and-Transitional-Justice-in-Conflict-and-Post-Conflict-Societies》.

- (3) Guidance Note of The Secretary-General: United Nations Approach to Transitional Justice, March 2010 at <[https://www.un.org/ruleoflaw/files/TJ\\_Guidance\\_Note\\_March\\_2010FINAL.pdf](https://www.un.org/ruleoflaw/files/TJ_Guidance_Note_March_2010FINAL.pdf)>.
- (4) ICTJ, “What is Transitional Justice?” at <<https://www.ictj.org/sites/default/files/ICTJ-Global-Transitional-Justice-2009-English.pdf>>.

---

のぐち・もとお 外務省国際司法協力担当大使  
motoo.noguchi@mofa.go.jp